

事例

令和2年（行ケ）第10054号（核酸分解処理装置）

（無効2017-800004号，特許第5463378号）

令和3年7月20日判決言渡，知的財産高等裁判所第4部

1 はじめに

本件は，発明の名称を「核酸分解処理装置」とする発明についての審決取消請求事件であって，進歩性を有するとした審決が知財高裁により2回取り消された事件です。

〈経緯の概略〉

H26.1.24	設定登録（特許第5463378号）
H29.1.17	無効審判請求 （無効2017－800004号）
H30.3.27	一次審決（請求棄却：特許有効）
H31.2.28	一次判決（一次審決取消） （平成30年行ケ10064号）
R2.3.17	本件審決（請求棄却：特許有効）
R3.7.20	本件判決（本件審決取消） （令和2年行ケ10054号）

2 本件発明

本件発明は，メタノール由来のバイオガスを用いた核酸分解処理装置の発明で，試験研究に使用する容器の滅菌等に用いられます。

本件発明の特許請求の範囲の記載は，以下に示す

とおりとても長く一見難しそうに見えますが，最初の枠囲みに入れた部分（メタノールタンクから供給された・・・暴露部と，）は本件出願人による公知技術で，引用発明である「甲1発明」と一致しています。この「甲1発明」の内容は，今回の事件では争点ではないので，その詳細を理解しなくとも争点理解には問題はありません。（さしあたり要点を把握したい方は読み飛ばしていただいても大丈夫です。）

続いて，2つめの枠囲みに入れた部分（上記暴露部の暴露空間・・・庫内差圧検出手段を備え，）は，温度制御手段などの各種制御手段を備えることを特定していますが，これらの制御手段は，副引用例である甲2に記載されています。

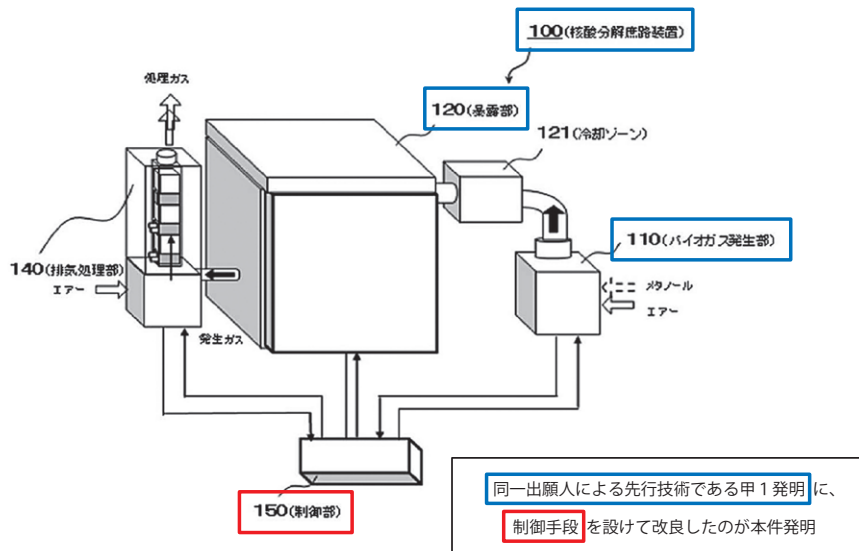
本件発明は，甲1発明の核酸分解処理装置に各種制御手段を設けた発明とみることができますが，殺菌・滅菌装置にこれらの制御手段を設けることは甲2に記載されているので，甲1発明にこれらの制御手段を設けることまでは当業者が容易に行うことといえます。

本件発明は，そこで，最後の枠囲み（上記庫内差圧検出手段による検出結果から・・・核酸分解処理装置。）のとおり，庫内差圧検出手段による検出結果に基づいて庫内差圧を陰圧で一定にすることを特定しており，「庫内差圧を陰圧で一定にすると特定することで本件発明は進歩性があるといえるか」が本件の争点です。

(本件発明の特許請求の範囲：分説，下線，色は筆者による。)

<p>メタノールタンクから供給されたメタノールを霧状に噴射するノズルを備え、該ノズルを介して噴射されたメタノールを気化してメタノールガスを発生させるメタノールガス発生部と、上記メタノールガス発生部の上方に位置して、熱反射可能な多孔質金属材料で互いに隔てられた上部と下部とからなり、該上部には空気を供給する空気供給部が連結されており、該メタノールガス発生部から発生したメタノールガスを自然対流により上方に移行させる流路となるとともに、上記メタノールガスに該空気供給部から供給された空気を所定の割合で混合させる筒体部と、上記筒体部の上方に位置し、該筒体部において上記所定の割合で空気が混合したメタノールガスを触媒反応によりラジカル化する触媒部とを有し、上記触媒部は、金属薄板をハニカム構造に成形してなるラジカル反応触媒より構成され、該ラジカル反応触媒を複数積層してなり、空気が混合したメタノールガスを触媒反応によりラジカル化して少なくともメタノールに由来する活性種を含み生成される複合ガス（以下「バイオガス」という）を発生するバイオガス発生部と、上記バイオガス発生部における生成ガス量を供給空気量とメタノール量で制御する生成ガス量制御手段と、上記バイオガス発生部により発生したバイオガスが供給される暴露部と、</p>	<p>甲1発明と一致</p>
<p>上記暴露部の暴露空間内の温度を制御する温度制御手段と、上記暴露部の暴露空間内の湿度を制御する湿度制御手段と、上記暴露部に供給されたバイオガスを排気する排気処理部と、上記排気処理部により上記暴露部から排気するバイオガスの排気量を制御するバイオガスの排気量制御手段と、上記暴露部におけるバイオガスのホルムアルデヒド成分の濃度を測定するホルムアルデヒド成分濃度測定手段と、臭いを検出又は測定する手段を備え、上記ホルムアルデヒド成分濃度測定手段による測定結果として得られるガス濃度情報が上記生成ガス量制御手段に帰還され、上記バイオガス発生部において、一定の触媒の自己反応温度と濃度のバイオガスとなるように、上記生成ガス量制御手段により上記バイオガス発生部における生成ガス量が供給空気量とメタノール量で制御されるとともに、上記排気量制御手段により上記暴露部から排気するバイオガスの排気量を制御することにより、上記暴露部の庫内ガス濃度を一定にし、上記排気量制御手段により制御される排気処理手段による上記暴露部の暴露空間内のバイオガスの排気処理に起因して生じる庫内差圧を検出する庫内差圧検出手段を備え、</p>	<p>各種制御手段を設けることは甲2に記載</p>
<p>上記庫内差圧検出手段による検出結果から得られる庫内差圧情報が上記排気量制御手段に帰還され、上記排気量制御手段により上記暴露部から排気するバイオガスの排気量を制御することにより、上記暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にすることを特徴とする核酸分解処理装置。</p>	<p>争点</p>

【図1】(本件発明の全体図：枠囲みは筆者による。)



3 本件明細書の記載

次に、本件明細書の概要を御紹介します。本件では「庫内差圧を陰圧で一定にする」が争点なので、特に、庫内差圧について記載された箇所について摘記します。(下線は筆者による。以下、同じ。)

~~~~~  
 【技術分野】

【0001】

本発明は、メタノールに由来する活性種を含むバイオガスにより核酸分解処理を行う核酸分解処理装置に関する。

【背景技術】

【0002】

生化学等に係る試験研究等を行うに当り、水に難溶性の高分子である核酸が、用いている容器等の固体の表面に不必要に付着していたり反応液等の液体中に不必要に混入していたり、また、細胞が、容器等の固体や反応等の液体の表面に不必要に付着していたり、反応液等の液体中に不必要に混入していたりすれば、それが、試験研究等に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

・・・

【0008】

本件の発明者等は、このような従来の問題点に鑑みて、ラジカル化のための触媒反応温度(自己反応)を一定に保ち、安定した濃度の滅菌ガス(バイオガス)を発生させるとともに、小型化が可能な滅菌ガス発生装置を先に提案している(例えば、特許文献2参照。)(※筆者注：特許文献2は甲1と同じ。)

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

しかしながら、・・・従来の方法では、50℃以上の温度領域において、60分以上の暴露時間を要し、且つ、ホルムアルデヒド成分の濃度が2000ppm以上での効果効能が発揮されるものであった。

【0012】

しかし、現実的な実用としては、常温～体温領域が求められており、且つ、短時間での効果効能を発揮することが求められていた。

【0013】

そこで、上述の如き従来の実情に鑑み、本発明の

目的は、検体の種類よっての短時間で高効能を発揮する条件を定義することが可能な核酸分解処理装置を提供することにある。

【発明の効果】

【0021】

本発明に係る核酸分解処理装置では、フィードバック制御により暴露部の暴露空間内における温度、湿度、濃度の定量的制御を行うことができ、検体の種類よっての短時間で高効能を発揮する条件を定義することができる。

【発明を実施するための形態】

・・・

【0139】

そして、上記制御部150は、この核酸分解処理装置100のガス発生起動時に、バイオガス発生部110、暴露部120、排気処理部140を次のように制御する。

【0140】

暴露部120の庫内の圧力を監視しながら、庫内が陰圧(-0~-0.01MPa)になるように排気処理部140により排気吸引する。

【0141】

その後、庫内圧力センサ132にて陰圧を確認の後に、上記制御部150は、上記バイオガス発生部110、暴露部120の庫内温度、排気処理部140の各温度が規定値に達し起動準備が整った時に、上記バイオガス発生部110に対してメタノール供給ポンプ7の起動を指示する。

・・・

【0145】

また、暴露部120の陰圧制御において、供給エア量と排気プロアの吸引量のバランスは-0~-0.01MPaの範囲とする。試料のパラメータ(濃度、時間、温度、湿度)により最適な陰圧バランスに調整する。

・・・

【0186】

さらに、上記制御部150は、排気処理部140の異常停止処理を次のように行う。

【0187】

すなわち、上記制御部150は、排気処理部

140の異常停止処理では、上記暴露部120の庫内圧力センサ132により得られる庫内圧力情報が陽圧になった場合に、バイオガス発生部110を停止させ、排気処理の運転状態で庫内圧力を監視し、エラー判断をした後に暴露部120を停止させた後に排気処理部140を停止する。

・・・

#### 【0215】

この核酸分解処理装置100は、高度先端的医療（細胞治療、遺伝子治療、再生医療）分野や海洋研究分野、航空宇宙分野の他、危機管理分野（防衛、消防、警察等）、医療、介護等におけるDNA・RNAフリー（バイオ系核酸レベルのコンタミネーションの除去・除染）を必要とする分野や効果効能レベルのコントロールによって滅菌、殺菌、除菌の分野への適用が可能である。」

#### 【実施例】

・・・

#### 【0217】

##### <1. サンプル調整>

・・・

##### <2. バイオガス暴露試験>

上記1. で調整されたサンプルを用いて、本発明に係る核酸分解処理装置100により、図17に示すように、暴露時間、暴露温度、サンプル容量各々のパラメーターを変えた条件下で暴露を行い、バイオガスの核酸分解能の評価を行った。」

~~~~~

以上のように、本件明細書には、フィードバック制御により温度、湿度、濃度を制御することで、短時間で高効能を発揮する条件を定義できる核酸分解処理装置が記載され、装置の起動前に陰圧とすること、運転中も陰圧に調整すること、庫内差圧情報が陽圧になったときには異常停止処理を行うことが記載されていますが、陰圧制御の目的は記載されていません。また、時間や温度などのパラメーターを変えた実施例は記載されていても、庫内差圧を陰圧と陽圧に変えて比較した実施例は記載されておらず、そもそも実施例の差圧自体不明というものです。

4 甲2の記載

審決が取り消された理由には、甲2（国際公開第

01/026697号の再公表公報）の記載について審決と判決の認識が異なっていたことがあると思われるため、甲2の概要を御紹介します。

~~~~~

#### 「技術分野

本発明は、ホルムアルデヒドガスにより被殺菌空間の殺菌を行うホルムアルデヒドガス殺菌装置に関するものである。」（4頁2行～4行）

#### 「技術背景

従来、バイオクリーンルームや手術室等の空間内を殺菌処理する目的でホルムアルデヒドガスを用いる方法は、この被殺菌空間を閉空間とし、その中にホルムアルデヒドガス発生器を設置してホルムアルデヒドガスを発生させるものが知られている。

しかし、ホルムアルデヒドガスによる殺菌（以下、本明細書では「滅菌」をも意味する）効果は、被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度により大きく依存することから、十分保証可能な殺菌効果を得るためには、単にホルムアルデヒドガスを特定の時間被殺菌空間に充満させるということでは十分ではない。

・・・また、被殺菌空間内は、密閉された空間（室）となることから室内圧力を制御する必要も生じる。」（4頁5行～21行）

#### 「発明の開示

・・・

この発明のホルムアルデヒドガス殺菌装置によれば、制御器により被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ、所定の濃度、所定の湿度、所定の温度に制御するため、十分に保証可能な殺菌効果を得ることができる。

・・・

この発明のホルムアルデヒドガス殺菌装置によれば、室圧調整装置を備えるため、室内温度の上昇により室内の空気が膨張したような場合においても室圧を一定に保つことができる。」（4頁22行、5頁末行～6頁3行、6頁27行～末行）

#### 「発明を実施するための最良の形態

以下、図1を参照して、本発明の第1の実施の形態の説明を行う。図1は、第1の実施の形態にかか



るホルムアルデヒドガス殺菌装置2の構成図である。  
・・・

被殺菌空間100には、ホルムアルデヒドガス濃度センサ12、湿度センサ14、温度センサ16が設けられ、それぞれモニタされた値は制御ライン18、20、22を介して制御器24へ伝達される。](7頁7行～19行)

[次に、図2、図3を参照して、本発明の第2の実施の形態にかかるホルムアルデヒドガス殺菌装置について説明する。この第2の実施の形態にかかるホルムアルデヒドガス殺菌装置は、第1の実施の形態にかかるホルムアルデヒドガス殺菌装置2と同一の構成であるホルムアルデヒドガス供給排出装置4に、更に密閉された室として形成された被殺菌空間内の圧力を調整する室圧調整装置6を備えるものである。](13頁末行～14頁5行)

[ここで所定時間、室内の温度、湿度、ホルムアルデヒドガスの濃度がそれぞれ温度20～40℃の範囲、湿度50～90%(相対湿度)の範囲、ホルムアルデヒドガス濃度160ppm以上を維持している間、室圧調整装置により室内の圧力を陽圧に維持する。即ち、図3に示すフローチャートに示す処理により、室内を陽圧(10～20Pa)に維持する。なお、このフローチャートに基づく制御は、コントロールユニット58により微小時間間隔ごとに繰り返して行われる。](15頁26行～16頁3行)

[まず、コントロールユニット58は、微差圧検出器56により検出された室内と室外との圧力差を取得し(ステップS10)、記憶装置84に記憶する(ステップS11)。次に、圧力差が10～20Paの場合には(ステップS12)正常な圧力であることから、ステップS10の処理に戻って、圧力差検出(ステップS10)、検出値記憶(ステップS11)等の処理を続行する。

一方、微差圧検出器56により検出された室内と室外との圧力差が10Pa以下の場合には(ステップS12)室圧が低すぎることから室内への給気を行う(ステップS14)。即ち、給気量調整電磁弁62及び送風機66に制御信号を送り給気量調整電

磁弁62を所定時間開くと共に送風機66の運転を行う。・・・

また、微差圧検出器56により検出された室内と室外との圧力差が20Pa以上の場合には(ステップS12)室圧が高すぎることから室外への排気を行う(ステップS13)。](16頁4行～20行)

~~~~~  
以上のように、甲2には、ホルムアルデヒドガスを用いてバイオクリーンルームや手術室などの空間を殺菌するホルムアルデヒドガス殺菌装置に関し、殺菌効果は、ホルムアルデヒドガスの濃度、湿度、温度に大きく依存するから、これらを制御することで十分な殺菌効果が得られること、さらに、密閉された空間のため室内圧力を制御する必要もあること、室圧調整装置を備えることで、室内温度の上昇により室内の空気が膨張した場合でも室圧を一定に保つことができることが記載され、第1の態様として、被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度を所定の範囲に制御する装置が記載され、第2の態様として、第1の態様の装置に更に被殺菌空間内の圧力を調整する室圧調整装置を備えた装置により、室内外の圧力差を陽圧(10～20Pa)に維持する例が記載されています。

5 一次審決の概要

(1) 庫内差圧に関する特許請求の範囲の記載

一次審決の段階では、以下のとおり、庫内差圧について「陰圧で」一定にすることまでは特定されていませんでした。

(一次審決時の特許請求の範囲の記載)

「・・・上記暴露部の庫内差圧を一定にすることを特徴とする核酸分解処理装置。」

(2) 一次審決における「庫内差圧を一定にする」(相違点2)の判断

一次審決では、以下のとおり、本件発明(訂正発明2)の庫内差圧検出手段は、「陰圧であることを検出する庫内差圧検出手段」であると限定解釈し、甲2には「陽圧に維持する装置」が記載されているから、甲1発明に甲2の記載を適用しても、本件発明は容易に想到し得ないと判断しました。

「(ウ) 相違点2について

a 庫内差圧検出手段

・・・しかし、前記第5の2(1)ウ(ウ)及びエ(ケ)に摘記した(特に下線部を参照)とおり、甲2に記載の室圧調整装置は、滅菌タンク内の圧力を陽圧に維持するための装置であって、滅菌タンク内温度の上昇によりタンク内の空気が膨張した場合に、ホルムアルデヒドガスが未処理のまま室外に漏れ出していないことの保証を可能とする装置である。そして、そこに備えられた微差圧検出器は、滅菌タンク内がタンク外よりも陽圧に維持されていることを検出する庫内差圧検出手段である。

これに対して、・・・訂正発明2における庫内差圧検出手段は、滅菌タンク内がタンク外よりも陰圧であることを検出する庫内差圧検出手段であって、滅菌タンク内のMRガスの排気処理に起因して生じる庫内差圧を検出するものである。

そうしてみると、甲2に記載された微差圧検出器が、「排気量制御手段により制御される排気処理手段による滅菌タンク内のMRガスの排気処理に起因して生じる庫内差圧を検出する庫内差圧検出手段」に相当するというはできないうえ、甲2に、「排気量制御手段により制御される排気処理手段による滅菌タンク内のMRガスの排気処理に起因して生じる庫内差圧を検出する庫内差圧検出手段」についての示唆はない。

・・・

c 小括

したがって、甲1発明に甲2に記載された発明を適用しても、上記相違点2を当業者が容易に想到することができたということはできない。」

6 一次判決における「庫内差圧を一定にする」(相違点2)の判断

一次判決では、以下のとおり、本件発明の特許請求の範囲には、差圧検出手段の具体的な構造や差圧の数値範囲を規定する記載はないこと、また、本件明細書にもそれらを限定した記載はないこと、さらに、本件明細書の記載によれば、本件発明の技術的意義は、フィードバック制御により差圧等の各種制御を行うことで高効能を発揮する条件を定義できるようにしたことにより、その技術的意義に照らすと、庫内差圧を陰圧に制御する必然性は見だし難く、

陰圧にすることで陽圧に比して有利な効果があることも記載されていないとして、本件発明の庫内差圧検出手段を「陰圧であることを検出する庫内差圧検出手段」と限定解釈した審決の判断は誤りであるとされました。

そして、甲2には、室内外の差圧を一定にするという構成が開示されており、甲1発明に甲2記載の上記構成を適用することで、本件発明は容易に想到することができたとして、一次審決は取り消されました。

~~~~~

「(4)相違点2の容易想到性について

ア 訂正発明2の「庫内差圧検出手段」の意義等について

(ア)・・・しかるところ、訂正発明2の特許請求の範囲(請求項2)には、「庫内差圧検出手段」及び「排気量制御手段」の具体的な構造や装置構成について規定した記載はなく、また、「暴露部」の「庫内差圧」をいかなる数値又は数値範囲で一定にするのかについて規定した記載もない。

(イ)次に、本件明細書の発明の詳細な説明には、・・・

しかるところ、本件明細書には、「庫内差圧検出手段」及び「排気量制御手段」を特定の構造や装置構成のものに限定する記載はないし、また、「暴露部」の「庫内差圧を一定にする」にいう「一定」の数値範囲を定義した記載もない。

また、訂正発明2の特許請求の範囲(請求項2)の記載から、訂正発明2の核酸分解処理装置は、「暴露部」の「ガス濃度情報」及び「庫内差圧情報」を基に、「生成ガス量」及び「バイオガスの排気量」を制御し、「暴露部」の「庫内ガス濃度」及び「庫内差圧」の両者を一定にする制御を行うものであることを理解できること(前記(ア))、本件明細書の発明の詳細な説明には、「本発明」は、訂正発明2の構成を採用したことにより、フィードバック制御により暴露部の暴露空間内における温度、湿度、濃度の定量的制御を行うことができ、検体の種類に対応した短時間で高効能を発揮する条件を定義することができるという効果を奏すること(【0021】、【0196】)の開示があること(前記(1)イ(イ))を総合すると、訂正発明2は、フィードバック制御により暴露部の暴露空間内の温度、湿度、「庫内ガス濃度」及び「庫内差圧」の定量的制御を行うことにより、検体の種

類に対応した短時間で高効能を発揮する条件を定義することができるようにしたことに技術的意義があることが認められる。

そして、訂正発明2の上記技術的意義に照らすと、「庫内差圧」を陰圧の数値範囲に制御する必然性は見だし難い。また、本件明細書全体をみても、「庫内差圧」を陰圧の数値範囲に制御することによって、陽圧の数値範囲に制御することと比して有利な効果を生じるなどの技術的意義があることについての記載も示唆もない。

(ウ) 以上の訂正発明2の特許請求の範囲(請求項2)の記載及び本件明細書の記載に鑑みると、訂正発明2の「庫内差圧検出手段」の検出の対象となる「庫内差圧」は、「庫内」(暴露部の暴露空間内)の圧力と暴露空間外の圧力との差圧であれば、特定の数値範囲のものに限定されるものではなく、陰圧の数値範囲のものに限定されるものでもないと解すべきである。

したがって、訂正発明2の「庫内差圧検出手段」は、「滅菌タンク内がタンク外よりも陰圧であることを検出する庫内差圧検出手段」であって、滅菌タンク内のMRガスの排気処理に起因して生じる庫内差圧を検出するものであると限定解釈した本件審決の判断は誤りである。

イ 甲2の開示事項について

(ア) 前記(3)ア及びイ(イ)の記載事項を総合すると、甲2には、「本発明」の第2の実施の形態(図2)として、・・・給気ユニット52及び排気ユニット54の上記制御により、室内の圧力を「陽圧力」に維持するものであることが開示されている。

このように、甲2における「本発明」の第2の実施の形態は、ホルムアルデヒドガスの給排気状況に依存して生じる被殺菌空間の室内と室外との圧力差を検出する微差圧検出器56を備え、微差圧検出器56により検出された検出値がコントロールユニット58に帰還(フィードバック)され、コントロールユニット58により被殺菌空間内の室内から室外に排気される空気に含まれるホルムアルデヒドガス等の排気量及び室内に給気する空気の給気量を制御することにより、被殺菌空間の室内の圧力を一定にするという構成を備えるものである。

そうすると、甲2における「本発明」の第2の実施の形態の「微差圧検出器56」、「コントロールユニット58」及び「排気量調整電磁弁74及び送風

機82」は、それぞれ、訂正発明2における「庫内差圧検出手段」、「上記庫内差圧検出手段による検出結果から得られる庫内差圧情報が…帰還され」る「上記排気量制御手段」及び「上記排気量制御手段により制御される排気処理手段」に相当するものと認められる。

したがって、甲2には、相違点2に係る訂正発明2の構成が開示されているものと認められる。

・・・

ウ 相違点2の容易想到性の有無について

・・・

そうすると、甲1及び甲2に接した当業者は、甲1発明において安定した濃度の滅菌ガスを発生させるとともに、十分に保証可能な殺菌効果を得るために、甲2記載の被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、被殺菌空間の室圧を一定に保つための構成(前記イ(ア))を適用する動機づけがあるものと認められる。

したがって、当業者は、甲1及び甲2に基づいて、甲1発明に甲2記載の上記構成を適用して相違点2に係る訂正発明2の構成を容易に想到することができたものと認められる。

・・・

(5) 小括

以上のとおり、相違点2に係る訂正発明2の構成は、当業者が容易に想到することができたものと認められる。

したがって、甲1発明に甲2に記載された発明を適用しても、相違点2を当業者が容易に想到することができたということはできないとして、訂正発明2は、当業者が容易に発明をすることができたものではないとした本件審決の判断は誤りであるから、原告主張の取消事由1-1は理由がある。」

## 7 本件審決(二次審決)の概要

### (1) 庫内差圧に関する特許請求の範囲の記載

一次判決により、「庫内差圧を一定にすること」には進歩性がないと判示されたので、差戻審では、「庫内差圧を陰圧で一定にすること」に訂正されました。

(一次審決時の特許請求の範囲の記載)

「・・・上記暴露部の庫内差圧を一定にすることを特徴



とする核酸分解処理装置。」

(本件審決(二次審決)時の特許請求の範囲の記載)  
「…上記暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にすることを特徴とする核酸分解処理装置。」

## (2) 本件審決における「庫内差圧を陰圧で一定にする」(相違点1)の判断

本件審決では、甲2には陽圧に調節することが記載されており、本件発明の陰圧とは逆であること、そして、陽圧制御を陰圧制御に変更することが容易に想到し得るか検討しても、MRガス(メタノールラジカルガス)を使用する処理室内を陰圧で使用する可能性があることが技術常識ともいえないから、陽圧制御を陰圧制御に変更することは容易に想到し得ないことを挙げて、本件発明は、進歩性を有すると判断しました。

~~~~~  
「(ア) 相違点1について

a 甲1発明と甲2に記載の構成との組合せの可否
・・・

そうすると、甲1及び甲2に接した当業者は、甲1発明において安定した濃度の滅菌ガスを発生させるとともに、十分に保証可能な殺菌効果を得るために、甲2記載の被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、被殺菌空間の室圧を一定に保つための構成を適用する動機づけがあるものと認められる。

b 甲2の記載事項

(a) aにて述べたとおり、当業者は、甲1発明に甲2記載の構成を適用することができたものと認められるから、甲2に相違点1に係る訂正発明2の構成が開示されていれば、甲1発明に甲2記載の構成を適用することにより、当業者が相違点1に係る訂正発明2の構成を想到し得たといえる。

そこで、甲2に相違点1に係る訂正発明2の構成が開示されているか否かを検討する。

・・・

(d) しかし、甲2のコントロールユニット58は、室内(被殺菌空間100)の圧力を陽圧力に調節するものであり、訂正発明2の暴露部の「陰圧」と逆である。加えて、甲2の「室内と室外との圧力差を

常時10～20Paに維持することができるため、ホルムアルデヒドガスを用いて室内の殺菌を行う場合に、室内温度の上昇により室内空気の体積が増加した場合においても、ホルムアルデヒドガスがエアークリーニング装置76で処理された後に排出されるため、ホルムアルデヒドガスが未処理のまま室外に漏れ出すのを防止することができる。」(第5の2(2)ケ)の記載から、甲2において被殺菌空間100が陽圧力に調節されることは、庫内差圧の維持のために被殺菌空間100から排出されるホルムアルデヒドガスがエアークリーニング装置76で処理されることと関連を有するものと認められる。

以上のことから、甲2のコントロールユニット58は、訂正発明2において「上記暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」「排気量制御手段」には相当しない。

(e) そうすると、甲2には、・・・上記暴露部の庫内差圧を一定にすることを特徴とする」ことが開示されていると認められるものの、「上記暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」ことは開示されていないから、甲2には、相違点1に係る訂正発明2の構成が開示されていない。

c 甲1発明と甲2に記載の構成の組合せからの相違点1の容易想到性

甲2には、相違点1に係る訂正発明2の構成のうち、「上記暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」点の開示がないから、仮に、甲1発明に甲2に記載の構成を適用しても、当業者は、相違点1に係る訂正発明2の構成を想到し得ない。

d 庫内差圧の陽圧制御を陰圧制御に変更することについて

(a) 請求人は、令和1年12月19日付けの弁駁書とともに新たに甲第23号証～甲第27号証を提出し、MRガス等を処理室内で使用するにあたり、処理室内の圧力を処理室外の圧力に対して陰圧とした状態で使用する可能性があることは技術常識であったから、甲1発明において、甲2の記載に鑑みて庫内差圧の制御を行うにあたり、陰圧で制御を行うことは容易想到である旨を主張する。

そこで、甲第23号証～甲第27号証の記載事項を検討する。

(b) 甲第23号証の記載事項

・・・甲第23号証には、バイオハザードルーム、ケミカルハザードルームにおいて、処理室内の圧力を処理室外の圧力に対して陰圧に制御することが記載されている。しかしながらバイオハザードルームやケミカルハザードルームは、漏出を防止する必要がある危険な細菌等を扱うための空間であって、ホルマリンガス等の滅菌ガスを使用する処理室ではないから、当該記載事項は、ホルマリンガス等を使用する処理室内の圧力を処理室外の圧力に対して陰圧に制御することの開示には当たらない。

(b-3) そうすると、甲第23号証は、ホルマリンガス等を使用する処理室内の圧力を処理室外の圧力に対して陰圧に制御することを開示しない。

・・・

(g) 上記(b-1)～(f)から、MRガス等を使用する処理室内の圧力を処室外の圧力に対して陰圧に制御することは、甲第23号証～甲第27号証のいずれにも開示されていないから、甲第23号証～甲第27号証から、MRガス等を処理室内で使用するにあたり、処理室内の圧力を処理室外の圧力に対して陰圧とした状態で使用する場合があることが技術常識であったとはいえず、よって、甲1発明において、甲2の記載に鑑みて庫内差圧の制御を行うにあたり、陰圧で制御を行うことを、当業者は容易に想到し得ない。

e 相違点1の容易想到性に関する請求人の主張について

(a) 請求人は、弁駁書3頁14行～4頁15行において、一次審決取消しの判決をした平成30年(行ケ)第10064号の判決(以下、単に「判決」という。)に「訂正発明2は、フィードバック制御により暴露部の暴露空間内の温度、湿度、『庫内ガス濃度』及び『庫内差圧』の定量的制御を行うことにより、検体の種類に対応した短時間で高効率を発揮する条件を定義することができるようにしたことに技術的意義があると認められる。そして、訂正発明2の上記技術的意義に照らすと、『庫内差圧』を陰圧の数値範囲に制御する必然性は見だし難い。また、本件明細書全体をみても、『庫内差圧』を陰圧の数値範囲に制御することによって、陽圧の数値範囲に制御することと比して有利な効果を生じるなどの技術的意義があることについての記載も示唆もない。」(甲第21

号証57頁12～21行)と記載されており、当該記載は、庫内差圧を陰圧に制御することについての技術的意義を明確に否定しているから、今回の訂正において庫内差圧を「陰圧」で一定にすることが特定された訂正発明2について実質的に進歩性を否定する判断が示されている旨、主張する。

しかし、請求人が摘示した前記の記載に続く「(ウ)以上の訂正発明2の特許請求の範囲(請求項2)の記載及び本件明細書の記載に鑑みると、訂正発明2の更に減縮する『庫内差圧検出手段』の検出の対象となる『庫内差圧』は、『庫内』(暴露部の暴露空間内)の圧力と暴露空間外の圧力との差圧であれば、特定の数値範囲のものに限定されるものではなく、陰圧の数値範囲のものに限定されるものでもない」と解すべきである。したがって、訂正発明2の『庫内差圧検出手段』は、『滅菌タンクがタンク外よりも陰圧であることを検出する庫内差圧検出手段』であって、滅菌タンク内のMRガスの排気処理に起因して生じる庫内差圧を検出するものであると限定解釈した本件審決の判断は誤りである。」(甲第21号証57頁22行～58頁5行)の判決の記載から明らかとなり、請求人が摘示した前記の記載は、一次審決の審理対象であった本件特許の請求項2に係る発明の「庫内差圧検出手段」が検出する圧力についての一次審決における解釈の適否を判断するために説示されたものであって、一次審決の審理対象であった本件特許の請求項2に係る発明の庫内差圧の陰圧制御と甲2に記載された陽圧制御との相違に関して判断したものではないし、ましてや、甲2に記載された陽圧制御を陰圧制御に変更することの容易想到性に関して判断したものでもない。

よって、請求人の上記の主張は失当である。

(b) 請求人は、弁駁書5頁12～21行において、訂正発明において陰圧制御を行う技術的意義について、訂正明細書には何ら記載されておらず、訂正発明の技術的思想は庫内差圧を陰圧制御することではない旨、主張する。

しかし、訂正発明2の核酸分解処理装置は、訂正特許請求の範囲(請求項2)に記載されているとおり、暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にすることが明確に特定されているものであるから、暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にすることの目的又は技術的意義に関わらず、訂正発明2は、暴露部の庫内差圧を陰

圧で一定にする点で、甲2に記載の構成と異なることが明らかである。

よって、請求人の上記主張は採用できない。

(c) 請求人は、弁駁書5頁最終行～6頁8行、及び、6頁20行～8頁6行において、甲2においてホルムアルデヒドガスが未処理のまま室外に漏れ出さないのは、エアー処理装置76によるものであって、陽圧制御によって室内を陽圧力に維持することによるものではなく、また、甲2には室内の圧力を調整するにあたり陽圧制御しなければならないとは記載されておらず、甲2の室内を陽圧力に維持する旨の記載は、あくまで『発明を実施するための最良の形態』の例として記載されているのであって、甲2記載の発明を実施するにあたって必ず陽圧制御しなければならないという訳ではないことから、今回の訂正発明において庫内差圧を陰圧制御することに阻害要因はない旨、主張する。

しかし、上記d(b-1)から、甲第23号証に記載されるホルマリンガス等を滅菌に利用する装置において、ホルマリンガス等を使用する処理室内の圧力を処理室外の圧力に対して陽圧に制御することの技術的意義は、滅菌処理中の処理室内への室外空気の侵入を防止して処理室内の清浄度を維持することであると認められるところ、甲第23号証は、その出願日が甲2に係る特許出願の優先日と一致する、同一発明者の別の特許出願に係る公開公報であり、両者は、ホルマリンガス等を滅菌に利用する装置の処理室内の圧力を陽圧に制御しているため、その基本的な着想が共通していると強く推認できるから、甲2の被殺菌空間100における陽圧制御の技術的意義も、殺菌処理中の被殺菌空間100への室外空気の侵入を防止して処理室内の清浄度を維持することであると認められる。

そうすると、甲2に記載された陽圧制御を陰圧制御に変更すると、甲2の被殺菌空間100への室外空気の侵入を防止できないこととなり、処理室内の清浄度を維持するという技術的意義が損なわれてしまうため、甲2における庫内差圧の陽圧制御を陰圧制御に変更することには、阻害要因がある。

よって、請求人の上記主張は採用できない。

f 小括

以上のことから、甲第23号証～甲第27号証及

び技術常識を考慮しても、甲1発明に甲2に記載の構成を適用し、さらに甲2に記載の構成の陽圧制御を陰圧制御に変更することは当業者に容易ではない。また、甲第3号証～甲第22号証のいずれをみても、甲1発明に甲2に記載の構成を適用し、さらに甲2に記載の構成の陽圧制御を陰圧制御に変更することは示唆されていない。

したがって、甲1発明において、相違点1に係る訂正発明2の構成を想到することは容易でない。

・・・

(ウ) 小括

したがって、訂正発明2は、甲第1号証に記載された発明に甲第2号証に記載された発明及び技術常識を組み合わせることにより、当業者が容易に発明をすることができたものといえない。」

8 本件判決における「庫内差圧を陰圧で一定にする」(相違点1)の判断

本件判決では、本件出願日当時の技術常識等について、バイオハザード施設や人体に有害なガスを用いて室内を滅菌する場合は、人体に有害な物質が室外へ漏洩することがないように室内外の差圧を陰圧に制御することは周知の技術であったこと、さらに、ホルムアルデヒドガスが人体に有害であることは周知であり、滅菌・殺菌のためにホルムアルデヒドガスを処理室内で使用するにあたり室内外の差圧を陰圧とした状態で使用する場合は技術常識であったことを認定しました。

そのうえで、甲2に記載された発明の技術的意義は、ホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度を所定の値に制御し、かつ、室圧を一定に保つことで十分な殺菌効果が得られるという効果を奏することであり、陽圧の態様はあくまでも実施形態の1つにすぎないこと、そして、甲1発明に甲2に開示された事項を適用するにあたり、被殺菌空間の状況や目的を踏まえ、上記周知技術ないし技術常識を参酌して陰圧で維持することも当業者であれば容易に想到することができたとして、本件審決の判断は誤りであるとされました。

「4 本件出願日当時の技術常識等について

(1)ア 本件出願日前に頒布された甲23、甲82ないし84には、それぞれ別紙4のような記載がある。

イ 上記アの各文献における記載を総合すると、本件出願日当時、バイオハザード施設やケミカルハザード施設等、人体に有害な物質が室内に存在する場合には、室内から室外へその物質が漏えいすることがないように、室内を室外に対して陰圧に制御することや、人体に有害なオゾンガスを用いて室内の滅菌を行う場合には、オゾンガスが室内から室外へ漏洩することがないように、室内を室外に対して陰圧に制御することは、周知の技術であったものと認められる。

(2)ア 本件出願日前に頒布された甲81、甲85、甲88、甲94及び甲95には、それぞれ別紙5のような記載がある。

イ 上記アの各文献における記載を総合すると、本件出願日当時、ホルムアルデヒドガスは、人体に有毒であることは周知であり、また、滅菌・殺菌のためにホルムアルデヒドガスを処理室内で使用するに当たり、処理室内の圧力を処理室外の圧力に対して陰圧とした状態で使用する場合がありますことは、本件出願日当時の技術常識であったと認められる。

5 取消事由1-1（甲1を主引用例とする訂正発明2の進歩性の判断の誤り）について

(1) 特許無効審判事件についての審決の取消訴訟において審決取消しの判決が確定したときは、審判官は特許法181条2項の規定に従い当該審判事件について更に審理を行い、審決をすることとなるが、審決取消訴訟は行政事件訴訟法の適用を受けるから、再度の審理ないし審決には、同法33条1項の規定により、上記取消判決の拘束力が及び、この拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであるから、取消判決の上記認定判断に抵触する認定判断をすることは許されず（最高裁第三小法廷判決平成4年4月28日判決・民集46巻4号245頁参照）、その審判を不服とする審決取消訴訟においても、これを前提に判断されるべきことになる。

・・・

以上の経緯を踏まえると、訂正発明2の進歩性の判断に関しては、甲2には、一次審決が認定した相違点2の構成が開示されていることを前提として、さらに、「暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」という訂正発明2の構成が容易想到といえるかについて

判断されるべきことになる。

以下、これを前提として、検討する。

(2) 甲2の開示事項について

・・・

このように、甲2において開示されている、被殺菌空間である室内を室圧調整装置により陽圧に維持する構成は、あくまで第2の実施の形態についてのものであることに加え、甲2の特許請求の範囲（請求項3）には、室内の圧力を調整する室内調整装置について、室内と室外の圧力差を検出する圧力差検出手段と前記圧力差検出手段により検出された検出値に基づいて制御手段を介して室圧を調整するとの発明特定事項を有するに止まり、被殺菌空間を陽圧で制御するとは特定されていないことからすると、甲2発明の技術的意義は、前記3(1)のとおり、被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、室内温度の上昇により室内の空気が膨張した場合においても室圧を一定に保つことができ、十分に保証可能な殺菌効果が得られるという効果を奏することによって、室圧調整装置により室内の圧力を陽圧力（10～20Pa）に維持する態様は、あくまで実施形態の1つであるにすぎないというべきである。

そして、・・・一次判決の説示を踏まえると、甲2には、庫内差圧を検出する庫内差圧検出手段を備えており、庫内差圧検出手段による検出結果から得られる上記庫内差圧情報が排気量制御手段に帰還され、上記排気量制御手段により被殺菌空間から排気するホルムアルデヒドガスの排気量を制御することにより、被殺菌空間（庫内）の圧力を一定に維持することが開示されているものと認められる。

(3) 相違点1の容易想到性について

前記2(2)のとおり、甲1には、ラジカル化のための触媒反応温度を一定に保ち、安定した濃度のMRガスを発生させる滅菌ガス発生装置を提供することを目的とすることについての開示があり、また、前記3(1)のとおり、甲2には、甲2発明のホルムアルデヒドガス殺菌装置の構成を採用することにより、被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、室内温度の上昇により室内の空気が膨張したような場合においても室圧を一定に保つことができるので、十分に保証可能な殺菌効果が得られるという効果を奏する

この開示がある。そうすると、甲1及び甲2に接した当業者は、甲1発明において安定した濃度の殺菌ガスを発生させるとともに、十分に保証可能な殺菌効果を得るために、甲2記載の被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、被殺菌空間の室圧を一定に保つための構成を適用する動機づけがある。

そうすると、本件出願日当時、バイオハザード施設やケミカルハザード施設等、人体に有害な物質が室内に存在する場合には、室内から室外へその物質が漏えいすることがないように、室内を室外に対して陰圧に制御することや、人体に有害なオゾンガスを用いて室内の滅菌を行う場合には、オゾンガスが室内から室外へ漏洩することがないように、室内を室外に対して陰圧に制御することは、周知の技術であり（前記4(1)）、また、滅菌・殺菌のためにホルムアルデヒドガスを使用するに当たり、処理室内を処理室外の圧力に対して陰圧とした状態で使用する場合もあることは技術常識である（同(2)）から、甲1発明に甲2に開示された事項を適用するに当たり、被殺菌空間の状況や目的を踏まえ、こうした周知技術ないし技術常識を参酌して、甲2の被殺菌空間内の圧力を陰圧で維持することも当業者であれば容易に想到し得たものということが出来る。そして、甲1発明と甲2に開示された事項に周知技術ないし技術常識を参酌して適用した結果、被殺菌空間内を「庫内差圧を陰圧で」維持する構成としたことよって、当業者が予測し得ない顕著な効果を奏すると認めるに足りる証拠はない。

したがって、甲1及び甲2に記載された事項と周知技術ないし技術常識を踏まえれば、相違点1のうち「暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」という訂正発明2の構成についても、進歩性を認めることはできない。

(4) 被告の主張について

・・・

イ 被告は、前記第3の1(2)エのとおり、甲2は、陽圧に制御することを目的とするものであり、その技術的意義は、本件審決で認定されたとおり、滅菌処理中の処理室内への室外空気の侵入を防止して処理室内の清浄度を維持することにあり、甲2に記載された陽圧制御を陰圧制御とすると、甲2の被殺菌空間内の清浄度を維持するという技術的意義を損な

うから、甲2における庫内差圧を陽圧制御から陰圧制御とすることには阻害要因がある旨主張する。

しかし、甲2には、室圧調整装置により室内の圧力を陽圧力（10～20Pa）に維持する態様についての記載はあるものの、それはあくまで発明の実施形態の1つとして記載されているにすぎず、甲2に係る装置の技術的意義は、被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、室内温度の上昇により室内の空気が膨張した場合においても室圧を一定に保つことができ、十分に保証可能な殺菌効果が得られるという効果を奏することにあることは前記(2)のとおりであるから、こうした技術的意義からすると、甲2の室圧調整装置において庫内差圧を陰圧に制御することに阻害要因はない。

なお、本件審決は、「甲第23号証は、その出願日が甲2に係る特許出願の優先日と一致する、同一発明者の別の特許出願に係る公開公報であり、両者は、ホルマリンガス等を滅菌に利用する装置の処理室内の圧力を陽圧に制御しているため、その基本的な着想が共通していると強く推認できる」と判断するが、人体に有害なオゾンガスを利用して殺菌する場合にはオゾンガスが室内から室外へ漏えいすることがないように、室内を室外に対して陰圧に制御することは周知技術である（前記4(1)イ）ところ、同じく人体に有害なホルムアルデヒドガス（ホルマリンガス）を用いた殺菌装置に関して、甲2自体には、室内調整装置を陽圧に制御する技術的意義について記載も示唆もないにもかかわらず、甲2と同一発明者による甲2の優先日と同日の出願であるという理由で、別の特許出願に係る甲23に記載された陽圧制御の技術的意義をもって甲2の陽圧制御の技術的意義であると認定することはできないから、甲23の室圧制御装置が陽圧制御装置をしている場合における技術的意義をもって甲2の装置に係る技術的意義であると認定した本件審決の判断は誤りというほかはない。

したがって、本件審決が認定した甲2発明の技術的意義を論拠として、甲2発明の陽圧制御を陰圧制御とすることに阻害要因があるとする被告の上記主張は理由がない。

(5) 小括

以上によれば、相違点1に係る訂正発明2の構成

は、当業者が容易に想到することができたものと認められる。

したがって、本件審決の判断は誤りであるから、原告主張の取消事由1-1は理由がある。」

9 考察

(1) 甲2の記載について

本件は、一次判決で「庫内差圧を一定にする」ことには進歩性がないと判示された後、差戻審で「庫内差圧を陰圧で一定にする」に訂正されたのですから、本件審決においては、「陰圧で」一定にすることに進歩性があるかどうかの判断が最も重要といえます。

それを踏まえて、本件審決を改めて読んでみますと、本件審決は、甲2には差圧を一定にすることは記載されていても陰圧で一定にすることは開示されていないから、相違点1は容易に想到し得ないと記載しているだけで、差圧を一定にするにあたり、一定の範囲として、なぜ陰圧が容易に想到し得ないのかについては記載しておらず、最も重要な判断についての記載が十分ではなかったと思われる。

甲2に記載されているのは、「技術背景」の項にも記載されているように、バイオクリーンルームや手術室等の部屋内を清浄に保つ必要がある空間を殺菌する装置であり、部屋内を清浄に保つためには外から余計なものが入ってこないように室内外の差圧を陽圧に保つ必要があります。そうしますと、甲2では、第1の実施形態は室圧調整装置を備えておらず、第2の実施形態は室圧調整装置を備え陽圧に維持する例が記載されていますが、第1の実施形態においては室圧調整装置を備えていないから陽圧でも陰圧でも許容されているというわけではなく、甲2は、その全体にわたりバイオクリーンルームや手術室について記載している文献である以上、室内を清浄に保つために通常は陽圧にされ、陰圧とすることは想定されていないと考えられます。

また、甲2には、殺菌効果は、ガス濃度、温度、湿度に影響されるため、これらを制御することで十分な殺菌効果が得られると記載されていますが、室圧に関しては、密閉された空間のために制御する必要があり、室内温度の上昇により室内空気が膨張した場合も室圧を一定に保つことができると記載されているだけで、殺菌効果を向上させるために室圧を

制御することは記載されていないため、殺菌効果の向上のために陰圧に調整することも甲2の記載からは想到し得ないということになります。

そうしますと、甲2の記載からは、陰圧に制御することは想到し得ないということになりそうですし、審判合議体もおそらくそれを当然の前提として、相違点1は容易に想到し得ないと判断したと思われるのですが、審決にはその判断が記載されておらず、審決を読む限りでは、甲2に陰圧が記載されていないから、陰圧は想到し得ないと判断したとしか読み取れないといえます。当然の前提であったとしても、審決中で、甲2に記載されているのがどのような発明であり、なぜ甲2からは陰圧にすることが容易に想到し得ないと判断したのかについて丁寧に記載しておいた方が良かったと思われます。

(2) 技術常識について

審判段階において、請求人は、甲23～甲27に記載された技術常識を考慮すれば、陰圧で制御を行うことは容易想到であると主張していたのに対して、本件審決は、いずれの甲号証にもMRガス等を使用する処理室内外の差圧を陰圧に制御することは開示されていないとして請求人の主張を排斥しています。

上記甲23～甲27のうち、甲23は本件判決でも技術常識を裏付ける文献として引用されているので、甲23についてももう少し詳しく説明しますと、甲23には、バイオハザードルーム等において、処理室内外の差圧を陰圧に制御することが記載されていますが、バイオハザードルームは、室内で危険な細菌等を扱う部屋であるため、室外へ危険な細菌等が漏出しないよう陰圧に維持しなければならないことは技術常識といえます。本件審決では、バイオハザードルームにおいて陰圧に維持することが開示されていても、当該開示は、MRガス等を使用する処理室内外の差圧を陰圧に制御することの開示には当たらないとして請求人主張を排斥しています。

一方、本件判決では、上記甲23の他、甲82～甲84の記載によれば、バイオハザードルームのような人体に有害な物質が室内に存在する場合には、その物質が室外に漏洩しないよう陰圧に制御することは周知の技術であったこと、さらに、甲81等の記載によれば、ホルムアルデヒドは人体に有毒であり、滅菌・殺菌のためにホルムアルデヒドガスを

処理室内で使用するにあたり陰圧で使用する場合がありますことは本件出願日当時の技術常識であったと認定されました。バイオハザードルームというだけでは、本件審決のとおり甲1とも甲2とも技術分野が異なるのですが、訴訟段階ではバイオハザードルームは人体に有害な物質が室内に存在する場合に該当し、ホルムアルデヒドガスは人体に有害であるなどの技術常識を積み重ねることにより、人体に有害なホルムアルデヒドガスが処理室内にあるときは室外に漏洩しないように陰圧に維持することは容易想到であると判示されたと考えられます。上記(1)のとおり、甲2単独の記載からは陰圧に制御することは容易に想到し得るとはいいいにくいようにも思えますが、甲1発明に甲2に開示された事項を適用するにあたっては、甲2に開示された事項のみならず、MRガスを用いる殺菌・滅菌装置である甲1発明の状況や目的を踏まえて、上記技術常識の適用の容易想到性を検討することや、それが容易でないとするのであれば、その理由の丁寧な説明も必要であったと考えられます。

(3) 他の甲号証の記載からの推認について

また、本件審決では、甲23は、甲2に係る特許出願と同一発明者による同一優先日の特許出願に係る公開公報であり、甲23に、室外空気の侵入を防止して処理室内の清浄度を維持するために陽圧制御とすると記載されていることから、甲2における陽圧制御も、同様に、室外空気の侵入を防止して処理室内の清浄度を維持するために行われていると強く推認できると判断したのに対し、本件判決では、甲2には、陽圧制御の技術的意義について記載も示唆もないにもかかわらず、甲2と同一発明者による甲2の優先日と同日の出願という理由で、甲23に記載された事項から甲2の技術的意義を認定することは誤りであると判示されている点にも留意する必要があります。

執筆者紹介

井上 千弥子 (審判部訟務室)

(特に注が無い限り、括弧内は執筆時点での所属を表しています。)